

藤沢市、独自の給付型奨学金を創設。 困難を抱える青年の「希望」のために。

私たち“先”が見えているんだ

「先生、私たち何かにつまづいたら結局、男子はホームレスで女子は風俗なんだよ。“先”が見えちゃってるんだ……」

彼女の悲しそうな表情がぼくには忘れられない。

彼女は、児童養護施設から通ってくる生徒だった。努力家だった彼女は中学を卒業してからも一生懸命に勉強し、奨学金をもらって大学に入学した。

しかし親に頼ることのできない彼女は、アパート代も生活費も、すべて自分でアルバイトをして稼がなければならなかった。

授業で疲れた体を押して、毎日遅くまで続くアルバイト。結局、彼女は体をこわして大学をやめてしまう。資格も取れず、奨学金だけが借金として残った。

「私たち“先”が見えちゃってるんだ……」

落胆する彼女に、ぼくは返す言葉がなかった。

進学率は1 / 3、中退率は3倍

このような例は、彼女だけのものではない。

児童養護施設から巣立った青年を支援するNPOの「ブリッジフォースマイル」によれば、施設退所者の大学や短大、専門学校への進学率は20%ほどと、一般の青年たちの1 / 3にすぎない。

一方、せっかく進学できても中退率は30%と一般の3倍にのぼる。



▲NPO法人ブリッジフォースマイル調べ

生活保護世帯の若者の大学や専門学校への進学率も約33%ほどだ。彼ら・彼女らの厳しさも同様だろう。

かつて日本には、このような若者たちであっても意欲があれば、進学し社会に出て行く道があった。

国公立大学の授業料はきわめて安かったし、奨学金も無利子で、さらに教員や研究職に就いて何年か勤めれば奨学金の返済は免除された。

だが、現在はそのような救済ルートは存在しない。

1969年に年間1万2千円だった国立大学授業料

は、2013年には53万5800円とほぼ44倍に値上がりした。

格差が進み、いまや奨学金を受けている大学生は半数を越えた。

だが日本育英会から改組された日本学生支援機構の奨学金は、そのその2 / 3が有利子奨学金だ。

最近、ようやく日本の「奨学金問題」が注目を集め始めた。政府も給付型奨学金の創設を表明した。

しかし政府の奨学金は月額2~4万円ほどで、しかも成績要件が厳しい。これでは効果は限定的だろう。

現場の声が市長を動かした

奨学金は本来、国が実施すべきものだ。だが、国の動きを待っていたのではいつまでたっても事態は進まない。

そこでぼくは議会で、せめて藤沢市として独自の給付型奨学金を創設すべきだ、と訴えた。

「大学に行くだけがすべてではない」という意見もあるかもしれない。しかし、「行かない」と「行きたくても行けない」のではまったく違う。

「ロールモデル」という言葉がある。自分が目標とすべき、先輩の歩んだ姿だ。

しかし児童養護施設の子もたちにとって、大学を卒業して社会人になった先輩の例はあまりに少ない。一方、つまづいて「ホームレスか風俗」なら、現実にくつも出会う負のロールモデルだ。

これで将来に「希望」が持てるだろうか。がんばろうという「意欲」が持てるだろうか。

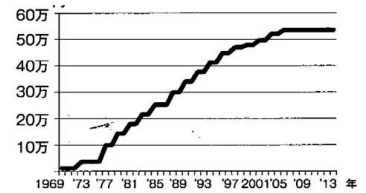
せめて一人でも二人でもいい。「努力すれば可能性がある」という、ロールモデルを作りたい。きっとそれは多くの子どもたちの「希望」につながるはずだ。

だが、当初の反応はどれも冷ややかだった。

「そんなものできるわけがない」

「藤沢市がやるべきことなのか」

「財源はどうするのだ」



▲国立大学授業料の変化

だがぼくは、あの日の彼女の言葉に心えたかった。
児童養護施設だけではない。藤沢でも就学援助を受ける子どもは小学校で6人に1人。公立中学校に限って言えば5人に1人だ。

そんな子どもたちに寄り添う現場の先生たちの声が、ぼくを後押ししてくれた。

たぶん鈴木恒夫市長に届いたのは、現場から寄せられた現実の子どもたちの姿だったのだろう。庁内で奨学金の必要を熱心に訴えてくれた職員の方がいたことも大きい。

かくて、鈴木市長は先の市長選挙で公約のひとつに「給付型奨学金の創設」を盛り込んでくれた。

ほとんど不可能と思われた独自の給付型奨学金は、こうして実現することになった。

藤沢市の給付型奨学金

2016年2月。市議会2月定例会に藤沢市の創設する給付型奨学金の最終案が報告された。

藤沢市が給付型奨学金
授業料・生活も支援
県内初創設へ

経済理由で進学を断り、分かった、大学進学を諦めざるを得ない子どもたちを支援しよう。藤沢市は入学準備金も含めた4年間の給付型奨学金の創設を最大10万円（月額）を独自に創設し、「授業料・生活面をサポート金制度」を創設し、市教育委員会による、対非課税世帯の子どもの進学を支援する。給付型奨学金を目的とした、非課税世帯の子どもの進学を支援する。

▲2016.12.25 神奈川新聞

藤沢型の支援

卒業までをフォローするため、ケースワーカーが3か月に1回程度面談を実施

国が2017年度から一部実施する給付型奨学金は月額2～4万円だ。これは授業料の一部をまかなうものでしかない。一方、藤沢市の就学金は月額6万円以内で、私立文系の授業料もほぼ全額をまかなうことができる。さらに入学準備金も支給される。

成績要件は、国の場合「十分に満足できる高い学習成績を収めている者」となっている。だが生活困窮世帯の場合、そもそも十分な学習環境が整わず、高い成績をおさめることが困難な場合が少なくない。

そこで藤沢市は学習支援教室や児童養護施設の意見をもとに「5段階で3.1以上」とし、その他の事情もあわせて総合的な判断をすることとした。

課題は「進学」だけでなく、いかに「中退」を防ぐかでもある。定期的にソーシャルワーカーが面談をし、サポートする。また止むを得ず中退に至った場合も、その事情により返還を一部または全額免除する。

子どもたちに寄り添う現場の意見を聞き、どのような制度がもっとも実際に必要かを十分考えたものだ。おそらく、全国でもっとも充実した制度だろう。

藤沢の大人たちからのメッセージ

もちろん、これだけですべてが解決するわけではない。給付人数も年間たったの3人（年次進行で最大12人）だ。

だがこの奨学金によって、たとえ少数でも「がんばれば大学に進学できる可能性がある」という“ロールモデル”が生まれれば、多くの子どもたちの「希望」につながるはずだ。それは「きみたちは1人ではない」「みんなが応援しているよ」という、藤沢の大人たちからのメッセージにもなるだろう。

この奨学金の原資として藤沢市は「教育応援基金」を創設し、市の拠出金の他に市民からの寄付も募ることにしている。もし多くの寄付が集まれば、さらに支援できる人数も増えるだろう。

最後に、後日談を書いておきたい。

冒頭の彼女は、挫けなかった。彼女はその後介護の資格を取り、今は福祉施設で働いている。

誰より人の「痛み」を知る彼ら・彼女らだ。サポートさえあれば、きっとこの社会の大きな力になってくれることだろう。

藤沢市のささやかな取り組みが、いつか国を動かす原動力となってくれることを心から願っている。

給付対象者

- 生活保護世帯の子ども
- 住民税非課税世帯の子ども
- 児童養護施設入所者または退所者

資格要件

原則として高校2年の評定平均3.1以上
進学目的が明確で、学習意欲が高い者

給付人数

1年度あたり3名程度

対象とする大学等

学校教育法に規定する大学、短期大学、
専修学校の専門課程（専門学校）

給付額

入学準備資金 1回 30万円以内
授業料相当額 年間 72万円以内

給付の打ち切り、返還等

大学を退学、除籍等となった場合は給付を打ち切り、給付した奨学金を返還請求するが、特段の事由がある場合は一部返還または免除

給付対象者の選考方法

- 一次審査 世帯状況の確認、本人の成績
- 二次審査 小論文、面接